

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 海外勤務者への給与の源泉税の取扱いについて

海外勤務者に支払う給与に対する源泉税の基本的な取扱いはつぎのとおりです。

1. 基本的な取扱い

(1) 非居住者とは

1年以上海外勤務を予定している個人を非居住者として取り扱います。具体的には、辞令・出向契約などによって海外勤務期間が1年以上と定められている場合をいい、出国時に非居住者とされます。

(2) 海外勤務者の源泉税の取扱い

① 従業員の場合

非居住者は「国内源泉所得」のみが所得税の課税対象とされます。非居住者である海外勤務者に支払う給与については、給与の支払場所が国内・国外を問わず、国内において行う勤務に基づき支払われるものが国内源泉所得として扱われ、源泉徴収が必要となります。

区 分	支 払	源泉所得税の取扱い
国内勤務に基づく給与	国内払い	国内源泉所得に該当し、源泉徴収必要
	国外払い	
国外勤務に基づく給与	国内払い	国外源泉所得に該当し、源泉徴収不要
	国外払い	

② 役員の場合

海外勤務者が日本法人の役員である場合、国外で勤務が行われた場合であっても、国内において行う勤務と同様に取り扱われ、国内源泉所得に該当します(全世界所得課税)。ただし、国外支店の使用人として常時勤務する場合には国内勤務分のみが国内源泉所得に該当します。

区 分	勤務の区分	源泉所得税の取扱い
役員としての勤務	国内勤務・国外勤務を問わず	国内源泉所得に該当し、源泉徴収必要
国外支店の使用人として常時勤務	国内勤務に基づく給与	国内源泉所得に該当し、源泉徴収必要
	国外勤務に基づく給与	国外源泉所得に該当し、源泉徴収不要

2. 特例的な取扱い

(1) 出国後に支払われる賞与

賞与の支給時期以前に出国した場合、出国後に支払われる賞与のうち国内勤務に対応する部分については、国内源泉所得に該当し源泉徴収が必要となります。

(2) 海外の出向者に対する親会社からの給与較差補てん

海外子会社との給与条件の較差を補填するために出向者に対して支給する給与（いわゆる較差補てん金）は、国内源泉所得に該当せず源泉徴収は不要となります。

お見逃しなく！

日本が締結した租税条約の中には役員給与について国内法と異なる規定をおくものがあり、この場合は租税条約を国内法に優先して適用します。